

平成24年9月3日

東資協組合員
関係各位

東京都資源回収事業協同組合
理事長 吉浦高志

資源物の持ち去り根絶に向けた取り組み強化に関する宣言

平素は当組合の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、当組合は平成11年度に東京ルール1方式による行政回収が本格実施され、多摩地区の各地でも行政回収が始まった当初から、一貫して資源物の持ち去り行為及び持ち去り品の買い取りに関与しない方針を打ち出して参りました。各支部に於いては、行政との連携により回収業務に参画し、持続可能な資源循環システムの構築に率先して協力し、これを阻害する資源物の持ち去り行為に対しては、パトロールや持ち去り防止条例の制定の推進等、排除に向けた取り組みを行って参りました。

近年、社会問題にまで発展した持ち去り行為に対しては、東京都に「古紙持ち去り問題対策検討協議会」が設置され、昨年6月に取りまとめが発表されて以来、製紙メーカーや古紙輸出商社、問屋業界及び回収業界共に各々の組織内において持ち去り行為を容認しない厳しい体制づくりを進めているところです。経済産業省からも、組織内部での取り組み強化が通達されています。上部団体の日本再生資源事業協同組合連合会は「持ち去り古紙の流通阻止運動」への賛同の署名を各方面に呼びかけ、組合員各位からもほぼ全社から賛同の意思表示を頂いております。更には、日資連再生資源回収事業者認定制度の認定業者には、持ち去り行為への関与に対して認定取り消し処分を行うことが決定される等、取り組みの強化を行っております。

しかしながら、昨今の景気の悪化に伴い、持ち去り業者は増加し、また組織化・巧妙化しており、行政回収に留まらず、集団回収にまでその被害が及んでおります。更には、各地域における持ち去り車両のリストアップや、持ち込み先の製紙原料問屋名などが理事会を通じて情報交換される中で、組合員の直接的、間接的な関与が疑われるケースも組合本部に報告されました。こうした組合員に対しては、以後持ち去り行為に関与しないよう勧告を行って参りましたが、現在の定款上ではそれだけを理由に除名等の処分は出来ないのが現状であり、このことは組合自体の自浄作用に対する疑義を生ずるものと考えます。

このような現状に鑑み、当組合は、今後、万一資源物の持ち去り行為に関与した組合員に対しては、その納入先の情報の共有、社名公表、除名処分も含めた罰則規定を協議し、自らにも厳しい体制づくりを行い、資源物の持ち去り根絶に向けた取り組み強化を行っていくことをここに宣言します。

以上